

カント永久平和論について

杉 村 廣 藏

第一次大戦後に出来上つた國際聯盟は、世界平和の問題の解決を、「國民國家」の協同によつて達成しやうと試みた。しかしこの國民國家（ネーション・ステート）なるものは、國民生活のあらゆる方面を國家主權の支配下におかむとするもので、國家を超えたいはば世界公民なるものの存在を認めない建前のものである。したがつて、各國家間の協同作業を促進せしめるためには、多少とも主權的把握をゆるやかにする必要があるから、むしろ國民國家の建前に背反せざるを得ないものがあつた。しかも他方において「民族自決の原則」の如き思想が唱へられて、國民的自足體制の確立に拍車をかけたのであるから、國際聯盟は國家間の協同の最小限を象徴する如き機構となり、世界平和はわづかに現状維持の別名にすぎぬものとなつた。各國が占める領野が平面上にギッシリ立ち並んで犇めき合ふ他なき状態の下では、現状維持そのことのみが世界政治の眼目となると共に、國際平和はただ息苦しい緊張の持續になり終らざるを得ない。現状に満足する國も、傍らに現状に不満を感じる國がある限り、安穩であることが出来ない。持てる國の犠牲に戀へるか、持たざる國の萎縮を強ゆるかによる他には、世界の破局を避くべき途がなくなる運命にあつ

カント永久平和論について

た。

第二次世界大戦後の世界平和は、「國際聯盟」のやうな方法ではもとめられぬといふことは、世界の輿論であり、世界政治家たちは、みなその覺悟を深くしてゐるやうで、今度は、「國民國家」の協同を狙ひとしないで、卒直に世界機能をつくらうとしてゐる。國際聯盟の場合は、國家という實體が、多數立ちならんで、それらの主權の聯繫が樞軸となつて、國際的な不齊合を調整してゆくといふ靜態的なものであつたのに反して、「國際聯合」では、各國民のもつべき世界的任務を結集して、一つの機能體を形成しやうとする盡力が見える。現状の平面に固執しないで、前進的に世界的協同作業を試みやうとしてゐる感じがする。あるアメリカの著者が、「第一次大戦のときは、戦争といふものを根だやしにするための最終戦だといふ意氣込みで乗り出し、その終結後には、非常な幻滅を感じた。ところが、第二次大戦は、極めて氣乗りせず、澁々やり出したのであつたが、終つてから後何か將來にほのぼのとした希望もてるやうだ。」といつてゐるが、それは國際聯盟と國際聯合との比較にもあてはまるのではないか。すなはち國際聯合の思想傾向のうちに、「國民國家」の轉化が、徐々に始まつてゐる消息を察知すべきもののやうに思はれるのである。それは正面から「國民國家」の模様替へをしやうとするのではなく、世界機能が、しだいに泛び上つて來ることから、いつとはなしに、國家の性格なり重要性なりが、著しい變化を遂げるといつたやうな趣のものであるだらう。國家主權の在り方といふものも、人々の氣づかぬ裡に異つたものになつてゆく。そしてやがては世界機能が中心となつて、それを周邊から支へる力として國家主權の發動が見られるといふやうな、「國民國家」中心の時代には夢想だにされなかつた世界現實が展開されるであらう。そこに世界平和がある。ここに永久平和の棲家がある。かゝる世界

こそ、第二次大戦後に人々のいだいてゐる仄かな希望を内容づけてゐるものといつてよいであらう。それはもはやカントのいふ「理性の幻想」ではなくして、理性のつくり出す現実であるといはねばならない。

理性的なるものについて二つの見地が考へられる。その一つは理性を封鎖的あるひは自足的なものとして考へる見地（ヘーゲルの如き）であり、他はそれを開放的あるひは分散的に考へる見地（アダム・スミスの如き）である。ヘーゲル流の考へ方では、國家や家族は、封鎖的あるひは自足的なるが故に、理性的價値を有するに反して、開放的な市民社會は、國家と家族との中間に介在する分裂階梯に屬して、理性的價値をもち得ない。たゞそれが國家理念によつて滲透されていはば國家内容をなす限りで有價値になる。又世界史の過程にしても、それは開放的であり分散的であるから、それ自體としては價値はないが、神によつて收斂統一せしめられる限り、世界史にも理性的價値があることとなる。要約すれば、國家及び家族は價値の系列に屬し、世界史過程、市民社會などの價値のないもの系列と對立する。後の系列を價値の系列の中間に押込むことによつて、全體を理性化することにしてゐるのである。かやうなヘーゲル流の考へに對して、市民社會乃至世界史過程といふものを、むしろ理性的なるものとする見地は、十八世紀の自由思想家たちによつて支持されてゐた。ルソーにせよアダム・スミスにせよ、またカントにせよ、自然的秩序を重んずる人々にとつては、理性的なるものは開放的であり發散的であつたのである。十九世紀から現世紀の初めにわたる歐洲國民の文明發展は、國家の理念によつて國民的自足完了體をつくるいはば封鎖主義に重點を置いて來たのであつたが、それ以前の啓蒙時代にあつては、豁達とした開放主義的な世界過程を重んじたのであつた。今われわれは、再び封鎖主義の固牢を脱して、恰も十八世紀の普遍主義文化の世界を再現すべく運命づけられてゐるかの如

くである。そこに價値の顛倒がなされつつある。「國民國家」によつて割據することをやめて、世界的普遍に生きやうとしてゐるのだ。ヘーゲル的な理性の解釋から、カント的あるひはアダム・スミスのなせるそれへ移行してゐるので、第二次大戦後の平和思想は、普遍主義的な理性によつて導かれつつあるといつてよい。

十八世紀は國政の類廢した、國家の信用のきはめて薄い時代であつた。「アダム・スミスの時代には、國利民福のための事業といふものを政府にもち込む人々を疑惑の目をもつて見ざるを得ない状態であつた。」だから「國家をして恰も自らの家を齊ふることをなさずに、餘裕にまかせて隣人の家政に容喙する人々の亞流たらしむるなかれ」といふ戒めが、文字通りにあてはまる存在であつた。人は國家の干渉を排して、自由競争の充分に出来るやうに放任して欲しいといふ要求をつよく感じてゐた時代である。そして他方では「商業については全世界は單一なる國民をつくる」とか、「各國民を一つのエンパイアの諸地方の如き關係に見て、全體の年々の生産消費をたづねる」といふやうな商業社會としての世界を、極く具體的に感じてゐた時代であつた。この世界的商業社會の傳統は、それから以後、國家が有力な存在となつた十九世紀にあつても相當根強いものがあつた。いはゆる資本主義經濟が、世界的活動をつづけ、つねに國家主權を尻目にかけて、容易にその勢威に屈せず、逆に國家を引摺つてゆくほどの反噬をつづけて來たのも、十八世紀の商業社會に由來せる普遍主義精神の露呈だといへる。その間にしだいに強化された資本主義世界の要求としての自由通商は、しばしば先進國が世界市場の支配を企てる武器だとして非難されるが、後進國にしても自國の製品を輸出市場を確保する途ともなるもので、各國間の障壁をとりぞいて、世界經濟的水準をつくり上げる役立ちをもつ點では、自由通商をもつて世界平和のシムボルなりと見る思想にも理由を認めざるを得まい。そこには技術的

普遍的な世界構成をもとめる意圖がはたらいて居り、超國家的な經濟社會の實現を思ひ泛べてゐることに疑ひはないからである。今日の國際聯合のつくり上げやうとしてゐる世界機能も、大體この方向にしたがつてゐるといふことも、國家的確執をやはらげる途は、差當りこの間に横つてゐるものだといふことを示唆してゐる。もちろん自由通商の形態そのものには、時の推移につれてそれ相應の變化はあつた。そして現在にあつては、單に輸出入貿易の面だけの問題ではなくなつて、各國の經濟社會のもつ内面的要求を生かした自由通商でなくてはならぬ趨勢となつてゐる。そこに新しい意味での國際分業の合理性がみちびき出される見込もあるといへる。かやうにして、世界は、生産において、消費において、更にまた資本形成において、同じ呼吸をする經濟的普遍となつて、世界平和の恒久的基礎がうちたえられることにもなるであらうが、ここに出来る世界は、十八世紀に見られたやうな各國から切りはなされた世界市場といふやうな抽象的普遍ではなくして、各國の生存の根柢を内に含めたいはば具體的普遍なのである。われわれが世界をおのれ自らのものとして生き、世界と生死を共にすることに何の不自然さをも感じないやうに受容するに至るとき、世界は具體的普遍として成立つ。われわれがそれを生き、それを呼吸することによつて、はじめて世界平和が現實のものとなるのだ。

以上述べるところによつて、われわれは、世界平和は理性の要請にもとづくべきものなること、そして理性的なるものとしての世界平和は、あくまで開放的な具體的普遍であらねばならぬことを知つたのであるが、かかる平和思想の基礎をあきらかならしめたことによつて、哲學者イマヌエル・カント（一七二四—一八〇四）の『永久平和論』（一七八五年）は、今日にあつても依然顧みるにあたひする古典的構想であるといはざるを得ない。一般に近世思想の發展

についてならばなき重要な地位を占めるこの哲學者は、世界平和の問題に關しても卓越した業績をのこしてゐる。それは多くの平和論が、實際政治のための便宜問題あるひは平和主義の宣傳に終始してゐるのに對して、全く別個の見地を提示してゐるのである。世界平和は何故にもとめらるべきであるか、又いかなる根據のもとに永遠なる平和は、人間社會において權威にあたひするものなのか。かかる先人未發の問ひを提出し、それが『實踐理性批判』の問題に歸趨せしむべきものなる所以を、明かにした。この哲學者が十八世紀に生を享け、いはゆる小市民的なる環境に置かれたといふ歴史的事情にも拘らず、なほよく時の制約、場所の束縛を超えた永遠なるものに生きむとした氣魄と聰明とは、後代のわれわれに深き示唆をあたふるに足るものがある。

二

カント永久平和論、くわしくいへば『永遠的平和のために——一の哲學的草案——』は、オクターヴ百頁ほどの小冊子であるが、初版千五百部はわづか數週間で賣りつくされたと傳へられてゐる。その時カントは齡七十を超え、既に二年前から大學の講壇をしりぞいてゐたが、著作の方では相當活潑な働きを見せてゐる。一七九三年に出した『單なる理性の範圍内における宗教』が當局の反動的な宗教政策に觸れて、カントは勅令によつて宗教について説述することを差止められ、その翌年宗教に關する限り大學においてカント哲學を講じてはならぬ旨の禁令が施れたといふやうなこともあり、彼はその間しばしば政府に抗議を呈出したりしてゐるが、大いに憤懣にたえなかつたやうである。しかし幾多の著書によつてドイツは勿論ヨーロッパ諸國に熱心なその哲學思想の支持者があらはれてゐたので、政府との確執はともかくカントとしては幸福な時代であつたといへる。それに加へてこの永久平和論は、フランス革命を

中心とするヨーロッパの危機に際して、當時の世界の識者に重要な問題の提出を試みたことによつて、名聲をたかめる機縁となつた。この書は、カントの哲學的著作に直接理解と興味とをもち得なかつた人々にとつても比較的とりつき易いものであつただけに、この書物をもつて著名な哲學者の勞作を代表せしめることになつたといふやうな事情からも、意外に大きな反響があつたのではないかと察せられるのである。このことは、たとへばカントの地理學講義の人氣を聯想せしめるものがある。かれの地理の講義は、今日では面白いものではないが、當時としては相當興趣をよぶものであつたとつたへられてゐる。これは思辨哲學ではとても齒のたたぬ人々が「カントを聴く」といふ好奇心を満足させるために地理の講義を手頃のものとしてえらんだ結果かくも人氣をあつめたのだといふ解釋がある。永久平和論も、カントを語るに手頃な材料として、哲學にあまり興味のない人達の間にも普及したと見ても差支はあるまい。カントでなければ書けない持味は問はずに、それがカントの著述だといふことだけで持て嘶されたといふこともあつたであらう。たとへばフムボルトが、カントの提案は一向新しいものではなくサン・ピエールの受賣りにすぎぬと手酷しい評を下してゐるやうに、實際政治への適用といふ世間向きな内容からいへば、カントでなければといふほどのものでは決してない。

アベ・サン・ピエールの『永遠的平和草案』といふのが、一七一三年から一六六年に亘つて三卷の書物として出版され、一七六一年には、ルソーが『サン・ピエール永遠的平和草案抄』をつくつてゐる。カント自身も記してゐるやうに、その平和論の着想はこれらの先覺者に負ふところが多い。サン・ピエールは歐洲の二十四基督教國が永遠的平和聯盟をつくつて相互條約によるのではなく多邊的恒久的協定をもつて國際平和機構を確保しやうとし、常設の國際評

議會をウトレヒトに設けて、一切の國際爭議をその仲裁々判の調停に委ねしめよと主張した。又各聯盟國はその常備軍を六千に制限し各國の領土の變更は侵略はいふまでもなく相續、贈與、讓渡等の理由の如何を問はず一切認めざるべく、しかも各國の内政にはそれらの國々が聯盟の定規に反せざる限り干渉をせざるべき旨を要請してゐる。それらの條項が確實に守られたならば、現状維持を目標とした世界平和は、たもたれるであらうといふことに何人も異論はない。それと共にかかる條項を確守せしむる力をどこに求め得るのかが直ちに疑問となることも明かであらう。第一次世界大戰後の國際聯盟の失敗に徴しても明かなやうに、強力な國際警察力による制裁をもつて外部的に各國を抑へつけることでもしなくては、聯盟の規約を有効に實施せしめることはむづかしい。しかしかく外側から規律されることによつて辛うじて保たれ得るやうな聯盟は、もはや聯盟としての存立理由を失つてゐるものといはねばならない。サン・ピエールは、國家の成立に關する契約説にもとづいて、各國家を個人に擬しそれらの國家を成員とした超國家的な機構を考案したものであつたから、その平和聯盟の形成の理論は、一應困難に出逢はずに済んでゐるのである。しかし個人と國家との關係は、契約説のいふ如くに合理的構成をもつものとは考へられない。況んや國家を個人の如くに取扱はむとする方法に至つては、あまりに形式的にすぎ、その妥當性に疑問の餘地が多い。假りに百歩をゆづつて、個人間では平和維持が出来るとしても、國家間に果してその可能性が考へられるであらうか。その場合、個人間に平和維持が出来るといふのも、國家といふ超個人的な體制があるが爲めだといふことから推して、國家間の平和の維持も亦、もし超國家的な體制が確立しさえすれば決して出来ない相談ではないといふかもしれぬ。然しながら、國家が國內的に平和をつくるがために努力することが、外國との摩擦を生ずる緣由となるものとするれば、國家が國民

の内に平和をつくることができるから、國際聯盟によつて國家間の現狀維持による平和をつくり得べきものだといふ歸結はみちびき得ないことになる。國際的現狀維持に拘束されないやうな自主的國家なればこそ、國內でよく個人間の平和をつくり得るのだといふ逆説も成立つのが現實の姿ではないか。たとへば國內の人口が膨張し、その生活を維持せしめるために就業の機會を増加したのであるが、しかも國內にその重壓の捌口をもち得ないとすれば、國外にむかつてはたらきかけなくてはならぬ。國內の平和維持のために國際的摩擦をさげ得ない。もし國際的にあたへられた現狀をいささかも變更することが出来ないものとすれば、勢ひ國家は、人口の自然増加を人爲的に抑へ、あるひは經濟發展の機會を阻止することをあへてしなくてはならない。かくて得らるべき鎖國的平和は、萎縮と虚脱とをもたらずか、あるひは動亂と革命とを培ふことにならざるを得ない。

かく考ふるときはサン・ピエールの提唱せる如き國際聯盟の構想は、高々集團的安全保障のための多邊的な不戰協定といふほどのもので、うまく取運んでも戰爭のないといふだけのカントのいはゆる「墓場の平和」に歸着するものといはねばならぬ。それは到底、永遠的世界平和を支へる資格のない思想といつてよい。

抑も國家は、國民各個が收斂する極限であるが、それはもはや世界を極限とする系列の成員となるものではない。

國家は、世界と個人との中間に立つ構成體ではなく、世界とならんで個人の生活に對して歸趨をあたへる一到達點に他ならない。すなはち世界は、國家に對して、上位の概念ではなく、それと並立する概念である。それらは類と種といふやうな關係に立つものではなく、個人に對しては同位にある。各個人は、一面において國家の人民であり、他面において世界の公民であつて、人は國家の一員であることとは獨立に、世界公民たる資格をもつものといはなければ

ならぬ。さきへのべた國民國家の發達は、かかる世界公民的なるものを、國家とは別に存在する餘地を許さぬことになつて、世界は空虚なる概念となり終り、世界平和は全く貧血の状態に陥つたのである。したがつて、世界をつくるためには、われわれは、國家の主權が、それまでよりも、對外的にも、また對内的にも、はるかに相對化される必要があることを思はしめられる。外國との關係においてより寛容であるのみならず、國內にあつても、人民の生活に、世界公民としての自由がたもたれ得べきやうに、主權がいれば謙虚にはたらくことが要求される。國家主權の絕對性を無條件に信ずる人々にとつては、それは解し難いことであるかもしれない。それは國家とやらんで世界を承認するつもりのない限り、當然の歸結であるが、もし世界をもとめ、その平和を要請する場合には、おそらく國家主權の絕對性に手をふれる他に途はないであらう。いひかへれば世界平和に對する最大の脅威をなすものは、國家主權の絕對化であつて、それが逆に相對化され、その主張が緩かなものに置きかへられることによつてのみ世界とその平和との可能性があたへられるのである。

カントの思想において、國家と世界との交渉は、必ずしも明かではなく、以上にのべたやうな國家とやらんで世界を考へるといふ構想はもちろんならばれてゐない。むしろ「國家の聯合」による世界をおもひ泛べる點では、サン・ピエールの考へと大差ないものと見てもよい。しかしかれは、「共和」によつて、國家主權の絕對性を牽制し、國內的に世界公民としての自由を伸張せしむべきことを要請してゐることは、深く注目しなければならぬ。カントの「共和的ならざるべからず」といふ考へは、國家主權の相對化の導標だともいひ得る。獨裁專制の國家にあつては、戰爭の決定をなすことが、共和國家におけるよりはるかに容易であることから見ても、われわれは、「共和化」の方が世

界平和のためにのぞましいとカントは考へた。「共和化」された國家の主權は、おのづから世界公民的見地をとり入れて、國際的に安定した歩みをつづける可能性が大であり、主權の性格が相對的であり反省的となるから、獨裁國家における如き絶對主權の迷妄にみちびかれることがないと見てゐるのである。カントにあつては、國家人格說の思想がそれほど鮮明ではなく、國家は高々個人々格の完成のための機關あるひは方便の域を出ないので、したがつて國家聯合による世界にしてもさほど窮屈な感じのものではない。世界公民の輿論の波の上に、諸國家が漂つてゐる状態をおもひうかべてもよいほど、餘裕のある構圖をあたへてゐる。それはジャン・ジャック・ルソーが、國家の典型的なものとして古代のスパルタ、初期のローマ、近世ではジュネーヴといふ如き小國家を考へたために、世界は、近代ヨーロッパにおける如くに、國家の寄り合ひになり終らずに、國家に囚はれない人間的な世界として存在する趣を示してゐると似通つてゐる。人間性の問題についてカントはルソーに深い共鳴を感じたといはれてゐるが、世界平和の問題に關しても、ルソーとの間には、以上の如き内面的な感覺的な結びつきがあつたものといつてよいであらう。

三

カント哲學について一般の理解を著しく困難ならしめるもので、しかも最も重要な觀念は、よく知られる如くに「理念」の思想である。實現の過程において無限に近づくことはできても、つひにそれに達することのできないものが、理念であるといふやうな説明が、カントならびにカント派の哲學者によつてあたへられてゐるので、理念の考へは、おほむね解し難いものとなるのである。それになり切ることの出来ないものに、無限に近似するといふことは、無意味ではないか。およそ本質的には無關係である二つのものが「無限に近似する」とは何を標準とした觀方である

か。甚だ疑問が多い。たとへば永久平和は、カントにおいては一つの理念であつて、これは實行のできない理念だと斷つて置きながら、これに不斷に接近するために國家の聯合が役立つといつてゐる。「人間がつくられてあるやうな、曲りくねつた木材からは、完全に眞直なものは決してつくり出され得ない。」とカントはいつてゐる。問題は曲りくねつた木材ばかりを見てゐるときに、どうして完全に眞直なるものを思ひ泛べることが出來たのか、また眞直なるものを價値ありとし、曲つたものを不價値と考へるやうになつたのは何故であるか。この價値基準に照し合せて、價値の差等をつくらうとする接近の考へは、如何なる理由から生れたのであらうか。それについて一つの見解を呈示して見たい。

曲りくねつたものの比較において、方向上下に曲つてゐるとか、左曲りだとかの相異があつたとき、その方向の決定の基準として、曲率の零すなはち曲りのない完全に眞直なるものが思ひ泛べられるであらう。たとへば獨樂の運動の右廻りと左廻りとの中間を考へればよい。それは實際には、目に見、手にふれることはできないにしても、構想力の上では完全に眞直ぐなものが、いはば零として成立つことを認めない。そこで、これを基準として曲率のプラスあるひはマイナスの値ひによつて「曲りくねつた木材」の價値づけを試みればよい。曲つたものだけより世の中にあつても、眞直なるものへの接近の度合を示す方法は缺けてゐるわけではない。かくして零の價値は、プラスあるひはマイナスの數値を順序づける基準となるところにあるといへるが、當面の問題たる永遠の平和にしても、一切の政治社會の曲りくねつた状態の價値づけをなす基準として意味がある。それがあつることによつて、政治社會の合理的な在り方が規定されて來るものといはなくてはならない。かくして政治に自覺と反省があたへられる。いひかへれば、永久平和の理念なくしては、政治社會の理性は、あらはれ得ないので、あたへられた政治社會の秩序は、永久平和の

理念にかへりみて、その平和價値をあきらかにせらるべく、すぐれた平和秩序をうちたてた國內的あるひは國際的政治社會は、高き人文價値をあたひするものといはねばならぬ。かく考へることによつて、われわれは、もはやそれが「不可實行的理念」であるとか、「接近のみ」が許されるなどいふカント自身の曖昧な表現に煩はされる必要はない。またカント研究家のいふ「超時間的妥當」などいふいかめしい而も不精密な言表に逃避しなくともよい。

『實踐理性批判』の末尾に記されて、カントの墓所にも掲げられた著名の句がある——「年と共に畏敬の念彌増すを禁じ得ない二つのものがある、頭上の星空と内なる道德律。」星輝く天空が深き畏敬の對象となつたといふことは、いふまでもなく自然界における多様の統一について、嚴肅なる法則感をいだいたによるものであり、内なる道德律は人格の尊嚴の由來をおもふことによつて、いよいよその無上の權威を感じしめられたためであらう。カントのいふ「理念」とは、おそらく率直にいってかくの如きものであつたに相違ない。それなくしては自然にせよ、人生にせよ、永遠の意義をもち得ぬやうな根基こそ、理念であり、それは「法」であり、畏敬の情をもつて仰ぐ他なきものであつたと見てよからう。さてカントは元來ニュートン自然哲學を出發點とした人であつて、社會哲學に關しては、多少晩年に至つて興味が湧いたにせよ、全體としては關心が少かつたことは明かである。それがもし同じ哲學的方法をもつて、初めから人文社會の問題に力を注いだ人であつたならば、彼は必ずや單に「わが内なる道德律」といはず、
「永久平和」をこそ畏敬の念禁じ難きものとしたに違ひない。カントにとつては政治社會は、國家にしても、世界にしても、さほど具體的な存在ではなかつた。自由人格の合法的結合態にすぎないので、究極的には個人人格に分解せしめらるべき運命のものであつた。既に人格について道德律がそなはつてゐる以上、人格の集合にすぎない國家ある

ひはその聯合に特に理念をおもひ設けなくともよい筈であつた。しかるに、偶々、政治の問題について深く論究をすすめた結果、そこに人格に對する道德律のあるべきが如くに、社會秩序に「永久平和」をおもひ合せざるを得なくなつたのである。だから全體として、とかく自由人格の問題に還元せしめられ易く、政治秩序それ自らについての永遠なるものをもとめる執意に乏しい。永久平和が、無條件的に究極のものとしてあらはれずに、中間的概念でもあるかの如き感じをあたへるのはそのためである。それで、永久平和は政治社會を基礎づける理念だといふ考へは、カントにおいて、自覺的だとはいへないが、カントがサン・ピエールその他の先驅者の考へた現狀維持の世界平和論にあきたらずに、政治そのものにおける理性としての世界平和を提唱せむとしたことは、『永久平和論』の組み立てから見ても首肯し易い。すなはち戰爭の防止あるひは國際紛争をひき起すべき原因の除却のための工作に關する事項は、彼以前の平和論の主眼とするものであつたが、それらはすべて消極的條件と認めて、これを「豫備條項」のうちに列擧した。そして本質的な重要性ある事項、カントのいふ決定條項としては、戰爭にも國際紛争にも殆んど關係がないといへる内容をあたへてゐる。

一、各國家における憲法は共和的ならざるべからず。

二、國際法は自由なる國家の聯合に基礎を置かざるべからず。

三、世界公民法は普遍的好遇の條件に限られざるべからず。

一見して明かな如く、それは國內法、國際法及び世界公民法といふ一聯の法制が、人格の自由と結合といふ目的を達するに適當であるべきことを要求してゐる。かかる法的構成があたへられた場合には、その政治社會は戰爭に訴へ

る機會が少くなるとか、國家間の協調が公正にゆくとか、あるひは他民族に對して植民地主義の抑壓を加へなくなるとかいふやうに、國際紛争をみちびく禍根をとりのぞくことになるから、世界政治の平和を確保する上に甚だ望ましいものといはねばならない。カントの人間社會に關する考へには、つねに法の權威を重んずる思想がつよくあらはれて居るが、それは當時の自然法思想の影響によるものといへないことはない。それにも拘らず、人格の自由と尊嚴に對しての道德哲學が、この法的構成を超えて特異なる平和論を展開してゐることを看過してはならぬ。

日常生活において、われわれのしたかふべき格率として、カントは「人格を單なる手段としてのみではなく、目的それ自らとして扱へ」と説いたことは著名であるが、上にあげた「決定條項」のいづれもが、この格率にもとづいたものであることに、カントの平和論の著しい特色があるといつてよい。すなはち國家として、功利的な打算から平和工作を有利とするといふのでもなく、また各國家が戦争回避を得策とするといふのでもなく、個人にあつても、國家にあつても、およそ戦争における如き相手を手段としてのみ扱ふ他なき行動を實踐道德上の格率に極端に背くものとして拒否するものである。この點は暴力革命についても、内政干渉についてもすべて同じ理由から反對してゐるのである。世の平和論と全くその趣を異にしてゐる。カントが「人格を目的それ自らとして扱へ」といふ格率を強調する根柢には、さらに「自己の完成、他人の幸福」といふ倫理を思ひ合せねばならない。他人の幸福といふのは、その相手方が「自己の完成」といふ義務をはたすことによつてのみ得られるもので、人はおのれの「自己完成」のみならず他人をしてその「自己完成」の義務を達成するといふ幸福を得せしむべく、義務づけられてゐるのだ。世の幸福主義の倫理とは、おのづから異なるものがある。この思想のもとに、カントは、人民として、世界公民として、完成のよろ

こびを自他ともにもつことを要望し、そこに「完全に眞直ぐなる」政治秩序の姿を仰ぎ見ることが出来るかと考へたのである。だから當面の戦争その他の國際紛争の曲折に關する平和工作の如きは、『永久平和論』にあつては、副次的重要性をもつにすぎないのであつた。當時、實際政治家のうちには嘲笑をもつて迎へたものがあつたとか、また博愛的平和主義者たちが、異常の喝采をおくつたといふ理由をも、この書の構想を一見しただけでも納得できるであらう。

しかし「豫備條項」においても、カントは單に結果として、國家間の敵意を刺戟するから禁じやうとするのみではなく、その事項自體が道德的又は法に背戻するから禁されねばならぬと考へたやうである。その條項は六つある。

- 一、將來の戦争に對する材料を祕密に保留するやうに作られたる一切の平和は無効たるべし。
- 二、獨立の國家は大小を問はず、相續、交換、賣買、又は贈與に依て他の國家の所得とされることあるべからず。
- 三、常備軍は時を追うて全廢せらるべし。

四、國家の對外的紛争に關聯して如何なる國債も起さるべからず。

五、如何なる國家も暴力を以て他の國家の憲法又は政府に干渉すべからず。

六、戰時中如何なる國家と雖も將來の平和に於て相互の信頼を不可能ならしむるが如き對敵行動、例へば、暗殺者又は毒殺者の使用、降服條約の違反、敵國に於ける謀叛の教唆といふが如き行動を取るべからず。

これらの條項の順序ならびに内容が、カントのいつもの調子に似ず、組織的でないといふ評をあたへた朝永三十郎博士は、その著『カントの平和論』（大正十一年以後重版）の中で、すぐれた學術論文としての用意をもつて、ドイツの哲學家クローネ・フィッシャーの巧妙な體系づけた説明を引用し、カントの考へを補足し布衍してゐる。それを再

びここに繰りかへす必要はないと共に、「豫備條項」が全體としてそれほど組織立つて説明されねばならぬ理由も存しないと思はれるのである。戦争その他の國際紛争をとりのぞくための豫防的措置といふ見地からいつたならば、六つの條項で足れるとも思はれないし、國債の條項の如きは漠然として捕捉しがたい。又當時の事情から、思ひついたり考へられるものもある。たとへばカントの平和論の出た一七九五年に成立したバーゼルの平和條約が、恰も第一の豫備條項にあたるやうな内容のものであつたことから、サン・ピエールの草案にもない個條を、最初に掲げることになつたものと見られてゐる。ただカントは、相互的友好條約を問題としたのではなく、ひろく世界平和の基礎條件をあきらかにすることを問題としたものであつた爲めに、かかる豫備條項について、ふかく論究することに興味がなかつたことも亦明かで、生彩に乏しい所以でもある。

四

『永久平和論』は、前述の如く六ヶ條の「豫備事項」と三ヶ條の「決定條項」を主要部分としたもので、その他に「永久平和の保證」と「永久平和の機密條項」と題する追説があり、なほ附録として政治と道德との關係に關する一般的考察二節が加へられて居る。これは多少とも平和條約の「草案」といつて氣構へから、無理に條項化して見たためでもあつたであらうが、その披瀝せむとした内容から考へて、決してよい趣向ではないやうに見受けられる。それはともかく、われわれは、この追説の「保證」において、永久平和の自然必然性を論證せむとしたカントの着想に、深き興味をおぼえざるを得ない。といふのは、それは、永久平和は理念であり、實踐理性に根ざす當爲の意識によつて、その確實性をおもはしめられ、その實現のために義務づけられるのだといふカントの提唱とはおよそ背反したも

のだからである。すなはち人類は、その欲すると否とに拘らず、「自然の機械作用」によつて、おのづから永久平和を招來せざるを得なくなる運命に置かれてゐるといふ全く異つた問題の提出を試みてゐるのである。本文にあつては、ゾレン（當爲）の問題であつたのに對して、これはいはゆるミューセン（不可不）の問題である。一方は道德であり、義務であるに反して、他方は「自然」であり、「攝理」である。則るべき道なるが故に、しばらくも離れることをゆるされないといふ場合と、しかあるべき必然性の故に、離れてはあり得ないといふ場合との相違がある。もしわれわれが永久平和への必然的過程にあるものとすれば、すべてその實現のための努力などいふことは殆ど無意味な藻がきにすぎぬといはざるを得まい。必ず平和が招來されるやうに、自然があらかじめ「設備」してあるものとすれば、人爲をもつてする平和工作などは、笑止の沙汰といはねばならぬ。カントのいふ豫備條項も、決定條項も、總じて小さかしき分別であり、無益の用心と評する他はない。われわれは一切を放下して、ただ運命の必然にしたがへば足るのであり靜かに攝理の展開を見守ればよい。これが「不可不」としての永久平和への途であつて、いささかの道德的洞察をも必要としない。もしかかる自然必然觀にして是認すべきものだとなれば、理想主義はいふに及ばず、あらゆる主義主義の思想は、一舉にその理由を失ふに至るのである。かかる歸結を前にして、カントはこの「保證」の條下に何を語らんとしたであらうか。その大意を掲げて、カントならびに當時の思想的背景をあきらかにして見たい。以下朝永博士の『カントの平和論』の一節を引用する。

「カントに依れば自然は人類をして完全なる國內法、國際法、及び世界公民法によつて永遠平和なる崇高なる道德的目的を實現せしむることを最後の目標とし、此目的を達成せんが爲めに甚大なる智慧に依て自然界及び人間の自然

的傾向性（此傾向性も亦横義に於ける此處の「自然」の一部である）に於けるあらゆる設備を計畫したかやうに考へられる。（一）先づ自然は地球をば到る處に人間が生活し得る様に設備する。……………（二）斯く設備されたる各地に人類を分布せんが爲めに、之に賦與したる好戰的傾向性を利用する。……………（三）此戰爭欲は又たおのづから人間を結付けて、法が或る程度に於て權威を有するところの團體、即ち幼稚なる形に於ける國家を形造らしめる。何となれば、一民族が他民族と對抗して其壓迫を脱かれ若くは優勝の地位に立たんが爲めには強固なる團結を形造らねばならぬ。而して團結中最強固なるものは一切の成員に洩れなく服従を要求するところの集合意志に基ける團結、即ち國家であるからである。

斯くて自然は三段に互つて其最高目的を達せたが爲めに、「豫備的設備」をなし、更に進んで斯くして成立つたる團體をして國內法、國際法、世界公民法を實現せしむべく進む。先づ第一に國家の権力中最安固なるものは法である。たとへば君主の知慧、意志、又は兵力といふ如き者も國家に於ける主要なる力ではあるが、併し其等は或は恒常的ならず、又た濫用され易い。國家の成員相互の關係を整理調和し、其安寧を保證し、又た其團結を固くして他の團體に當らんがために最強き力は法である。斯くて人間は道德的自覺からではなく、各自の安寧を求め、又は他の團體に対する自己防衛又は優越を求むるといふ其自然的の傾向性よりして、道德的に見て正當である法が最上の權威を有するところの政體を形造り、而して終局最完全なる國內法の形としての共和的憲法を實現するやうになる。自然は道德的理由よりしてでなく人間の自己保存の理由よりして、即ち自然的機械作用の結果として、徐々に彼等をば法に従つて行動し平和状態に於て生活せんとするところの善良なる公民に仕立て上げるのである。

第二に自然は諸民族の融合を妨げ之を分立せしめて其の間に國際聯盟の理念を實現せしめんが爲めに一定の手段を用ゐる。國際聯盟は數多國家の並立を豫想する。無論若し自然に放任するときは其等の國家は戰爭状態にあらねばならぬ。併しそれは諸民族が悉く一普遍的王國に融合するに比すれば遙かに理性の要求に一致する。凡ての國家若くは其君主は若し出來得べくんば己れ自ら世界を統一して普遍的王國を形造ること（今日の語を借りて言へば帝國主義の實行）に依て平和状態を招來せんことを希望する。併し此の如き平和状態に比すれば、たとへ戰爭状態にあるとしても多數の獨立國家の並立が寧ろ理性の要求によく合致すべきである。何となれば、統治の範圍が擴大するに伴つて法律は力を失ひ、其劃一的專制主義は人民の活力と自由の精神とを滅殺し、道義心を麻痺せしめ、終局は無政府状態を誘致するからである。然るに自然は此好もしからざる結果を拒がんが爲めに諸民族の併合又は融合（結合又は聯合ではない）を妨げるべく、國語及び宗教の相異を手段として利用する。國語及宗教の相違は、實に常に諸國家諸民族の併合又は融合に對する最有力なる障礙である。而かも自然は又た斯くして分離されたる諸民族を結合又は聯合（併合又は融合ではない）せんが爲めの善巧方便として人間の自然的傾向性を利用する。即ち人間の自然的傾向性たる利己心は利得慾を産み、利得慾の結果商業が起る。而して商業が次第に廣大なる範圍に於ける民族間の通商貿易となり行くに連れてそれは國際戰爭とは調和が困難となる。商業的精神と好戰慾とは到底兩立することは出來ぬ。斯くて政治及び道德よりして全然獨立に、人間の自然的傾向性の機械的作用よりして、次第に國際法、世界公民法が力を有するやうになり、徐々に永遠的平和の理念が實現されるやうにならねばならぬ。」

朝永博士はカントの論旨が、この部分において著しく嚴密を缺くこと、殊に前半がいかにも空想的要素に富むとい

ふことを感ぜざるを得ないとし、かかる根據を以てして永遠的平和が「保證」され得るであらうか、カント自身いかにどの確信を有したであらうかと反問し、續いてこの思想が一種の「自然目的論」であつて、カントの考へにあつては、理論的認識たる價値を有しないもので、現にカントもこの「保證」が理論的に將來を豫言するに足るものでないと斷つてゐるのも明かだといつてゐる。ただカントは自然目的論を援用したのは自らの説を強めやうとしたのではなく、反對論者が人性に存する利己的非社交的傾向性、優勝慾、好戰性を理由として、永遠的平和を嘲笑するのに對して戰ふのに敵の武器を奪つて敵に當つたのだといふ解釋をあたへてゐる。この解釋は、おそらくカント自身の動機を、よく説きあかしたものとといへるであらう。そしてそれは、當時流行の自然論的歴史哲學の思想に對して、カントも亦深く心をひかれてゐた反面の消息をも物語るものといへる。しかしわれわれは少しく別な觀點から考へて見たい。

自然が人間に集中化あるひは求心的傾向性と分散化あるひは遠心的傾向性とをあたへて、その兩者の交互作用によつて、自然状態から法的秩序への推移を説明しやうとしてゐる構想は、さきの朝永博士の批評にもある如く空想的であつて迫力に乏しいものがあるにしても、その必然的過程が、永久平和にむかつての合目的性をそなへた歩みとせられて、政治社會の理性ともいふべきものの現實化されてゆく道行となつてゐるのであるが、抑もカントが實踐理性による内面的な義務意識だけでは、世界政治に對する永久平和の妥當價値を證明するには物足らぬと考へて、何らか客觀的なる「認識」によつて、これを「保證」しやうと苦心した結果、一應自然必然觀の援けをかり、自然目的論に陥る危険を冒したのではなかつたか。もしカント以後殊に新カント派の哲學者たちによつて充實せしめられた目的論的方法、すなはち社會認識あるひは歴史的文化の認識に對する價値哲學的方法がそなはつてゐれば、かかる曲藝をあへ

てしなかつたに相違ない。いひかへればこの新なる目的論的認識哲學の方法は、當爲と自然目的觀との統一をつくらむとするものであつた。ヘーゲル哲學の如くに、「自然」あるひは「運命」乃至「攝理」を、直ちに理性的なるものとしての精神におきかへた形而上學に陥ることなくして、當爲あるひは義務の意識に、客觀的な合目的性の形式をあたへやうとするものであつた。カントが本文と追説との區別に托して、わづかに救はむとした方法上の不統一の問題は、百年の後、新カント派の人々をまつて、はじめて一の解決に達したものと見るべきであらう。

なほ追説第二の「永久平和の機密條項」は、「戦争のために武装した國家は公的平和の可能の條件に關する哲學者の格率に傾聴せざるべからず」といふので、なるほどそれは永久平和の實現に關して樞機の事柄に違ひないが、哲學者の忠言や警告を、國政の上に反映せしむべきことをさらに「機密條項」としたのは、容易に行はれない事情にかんがみて、多少諷刺的にいつたものとも見るべきであらう。しかしわれわれは、「哲學者と治者」との交渉に關して、カントがプラトーンを想ひ起しながら、きはめて遠慮深い考察をこころみてゐることについては、特にここに多くの言葉をつひやす必要はないとおもふ。およそ眞理をもとめ、永遠なるものに思ひをひそめるとき、人は哲學者であり得る。したがつて「哲學者の格率」といふものも、心を空うして事態を諦觀することによつて、おのれの内に見出し得べきものだといつてよい。われわれは、人格の尊嚴とその絶對的主張を説いて國家主權の限界をあきらかにし、法の權威とその普遍妥當を高調して永久平和の大道を示したカントの精神をおもひ起すことによつて、よく政治における哲學者の「忠言」を會得するに難くはないであらう。

最後に、カントの考へと今日の平和建設との距離について若干の考察を加へて結語としたい。

十八世紀の人々は、商業をもつて世界平和の使者であると考へた。たとへばアダム・スミスがさうであり、カントも亦さうであつた。前述の如くに「商業的精神と好戦慾とは兩立出来ぬ」といふのがその通念であつた。商業といふものが各國民にとつて、自國にありあまる商品をあたへて、その需要する物資を得べき有無相通する行爲であり、賣手も買手も幸ひをうける、いはば萬人の福祉を増進する方便として役立つ限り、たしかに善隣友好のために寄與する所が多いといへる。然しそれは通商が商品交易といふ各國の經濟の内部にふかく立入つて行はれない場合のことであつて、十九世紀以後の世界通商の如くに、しだいに國內の生産消費に對して、外國貿易の影響が及んで來て、一國經濟の向背が世界通商の好況と不況とによつて定まるやうになると、商業は世界政治の攪亂者となることすらあり得るのである。たとへば、外國から生活必需物資を輸入しなくてはならぬ状態にある國家は、たえずその相手國から無言の脅威を受けることになるか、あるひは自國の主要産業が外國市場に依存する輸出品の生産を目的とする場合には、相手國の輸入制限あるひは禁止がたちまち自國經濟の混亂を來すとかいふやうになるであらうし、又經濟開發のため、外國資本の供給を仰いでゐた國家が、相手國から、その供給をたれた場合にも、同様の困難が生ずるであらう。その他世界經濟の不安定が、いたるところ失業等によつて國內の政治秩序に悪影響をあたへるといふこともある得るかやうに現代にあつては、商業が世界の安定的機能だといふ考へは、無條件にあてはまらない。かへつて戰爭の原因をつくるといふやうな、逆の効果をさへもつてゐる。

然しながら各國間の經濟的接觸が、かくもひろく、またその喰合ひがかくまで深くなつて、商業は世界平和を不安

にみちびくといふ逆説さへ成立つのが現代の世相だとすれば、かへつて世界通商を規制することによつて、今日の平和問題を解決することができるかもしれぬ。茲に新しい「國際聯合」の施策が、もつばら「經濟社會理事會」を中心とした各般の經濟機能の確立に、集中されてゐる所以があるものといつてよい。すなはち世界經濟の安定をはかる世界的組織の運用によつて、「商業は世界平和の使者なり」とする思想に新しい生命と秩序とがあたへられると考へ得るからである。この經濟的世界機能の「場」を確保するためには、各國民國家はその主權の絶對性について相當の自制を加へることが必要となり、カントのいふ世界公民的なるものに廣汎な地位をあたへるやうに努力することが要請されるであらう。現に「國際通貨基金」の協定は、自國の貨幣自主權を侵害するものではないかといふ意見の如きは、いはば自制の悩みを物語るものといつてよい。その結果として、國家は、これまでの如くに獨善的なバラバラの自主的存在ではなく、世界政治の一機關として、その存在を理由づけられるものとなる。そして自らの支配下にある市民社會が、他國の市民社會とならんで、その課せられたる經濟的、教育的、科學的その他の文化的なる世界機能を十分に遂行し得べきやう、市民社會内部の秩序の維持をはかることが國家の重要任務となるであらう。かかる世界機能のために存立する國家は、もはや「國民國家」ではない。それらはすべて「世界國家」としての性格をもつものである。そこには、唯一なる世界國家が在るのではなく、國民社會の成立つ數だけ多くの世界的國家があるであらう。それらの世界機能にあづかる諸國家の聯合によつて新しい平和がうちたてられた際には、人類は、これまでにない高い人文價値を、世界政治の上につくり上げることになるものといひ得る。その平和は、十八世紀に考へられた國際的商業がつくり出すべき市場の平和ではなく、國民社會の生存の落着きから生れた市民の平和であるだらう。この世界經濟の

安定と進歩とが、世界政治の重大な關心となり、國家秩序の狙ひとなることによつて、經濟的基礎の確かさの故に招來される平和は、よく持續的であり得るだらう。(昭和二一・五・七)